

お知らせ掲示板

くらし

熊本市役所仕事まるわかりセミナー

☎ 8月30日(水) 午後1時半～4時40分(午後1時開場) **場** 熊本城ホール3階大会議室 **内** 「市役所ってどんなところ？」をテーマとした職場説明会、見学会。市役所の仕事の基本的な部分、職員の仕事ややりがいなどを知ることができるイベント**【出展ブース】**政策局・総務局・財政局・文化市民局・健康福祉局・子ども局・環境局・経済観光局・農水局・都市建設局・教育委員会事務局・区役所 **対** 高校生、専門学生、大学(院)生、社会人など(学年等不問) **定** 150人程度 **申** 8月5日～19日までに電子申請サービスより申し込みをしてください ※定員に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。詳しくは、市ホームページまたは人事委員会事務局へ。
(人事委員会事務局 ☎328-2939)

通行規制について

県道四方寄熊本線(磐根橋～熊本県立美術館分館の間)が樹木の伐採作業に伴い、車両通行止め(歩行者通行可)になります。

規制範囲内に住む方等の出入り、歩行者の通行については、交通警備員が誘導します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期 8月19日(土)・26日(土) 予備日: 9月2日(土) **時** 午後11時半～午前6時 ※雨天・強風等により作業を延期する場合があります。



(中央区土木センター維持課 ☎355-2940)



道路上・水路上に物を置かないで

乗り入れブロックや鉄板等を道路上に設置することや、水路に物を設置することは危険です。通路橋を駐車場目的で使用することも、事故や水路の損傷につながりますので、注意しましょう。

事故が発生した場合は、設置者の責任が問われることもあります。

(土木総務課 ☎328-2468)

みんなで道をきれいにしましょう

8月10日(木)の「道の日」に、県内のさまざまな道を一齐清掃する活動を行います。皆さんも自宅周辺や勤務先等の、身近な道路の清掃活動をお願いします。詳しくは、熊本河川国道事務所内の道路ふれあい月間事務局(☎382-1111)へ。

(土木総務課 ☎328-2475)

暴走族のいない安全安心な熊本市を目指して

暴走族は、公道や周辺住民に迷惑を及ぼしています。追放するためには、地域住民が一丸となって「暴走をしない!させない!見に行かない!」という暴走族追放3ない運動を守り、暴走族を排除する必要があります。情報提供は110番へ行き、地域社会の安全と安心を守りましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

平和について考えましょう

8月15日は78回目の終戦記念日です。本市は、平成7年7月27日に平和都市宣言を行い、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるための取り組みを行っています。皆さんとともに、平和な社会の実現に向けて努力していきます。

■平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中核都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

(政策企画課 ☎328-2035)

委員募集

熊本市景観審議会

景観や屋外広告物について意見を聴く審議会の市民委員を募集します。

任期 委嘱日から2年間

募集期間 8月1日(火)～15日(火)

対象 市内に住むか通勤、通学する20歳以上の方で、本市の他の審議会等の委員となっていない方とし、年4回程度開催する審議会に出席できる方

定員 2人(書類・面接による選考。ただし面接は、書類選考で選定された方に対し行います。)

詳しくは、市ホームページまたは都市デザイン課(☎328-2508)へ。

熊本市交通事業運営審議会

交通事業(市電)の運営について必要な事項を審議する委員を募集します。

任期 委嘱日から2年間

募集期間 ～8月14日(月)

対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方

定員 1人(書類・面接による選考)

詳しくは、交通局ホームページまたは交通局総務課(☎361-5211)へ。

北方領土問題への関心・理解を深めましょう

毎年8月、2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。北方四島(択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島)は日本固有の領土です。北方領土問題の早期解決に向け関心を持ち、さらに理解を深めましょう。

詳しくは、内閣府北方対策本部(☎03-5253-2111)へ。

(広報課 ☎328-2043)

バザーで飲食物提供の場合は届け出の提出を!

地域や学校等の行事で、食品営業者以外の方が飲食物の提供を行う場合は、「バザー等開催届」の提出をお願いします。右の動画をご視聴いただき、衛生管理ポイント・注意点に関する動画視聴はこちら↑



衛生管理ポイント・注意点に関する動画視聴はこちら↑

(食品保健課 ☎364-3188)

8月は市県民税第2期の納期です

納期限は8月31日です。納期限までにお支払いください。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【熊本市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

自動車・バイクの公売会を行います

8月30日(水)、西区役所にて、自動車とバイクの公売会を行います。

※詳しくは、市ホームページ等でお知らせします。

(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)

ペットも守ろう!防災対策

災害時にペットを守るには、飼い主自身の日頃からの心構えと備えが必要です。

具体的には以下のことを見直してみましょう。

●適正な頭数を飼いましょう

一緒に連れて避難できる頭数は限られています。

●猫は室内で飼いましょう

外にいと、災害時に一緒に避難できません。

くらしの中の人権 116

アイヌの人々に関する人権問題

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られていないとも言える状況です。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月にはアイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができる、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置を定めた、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

私たちも、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、すべての人々が尊重される社会を実現していきましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)